



市 章

# 大津市公報

平 成 25 年 1 月 15 日  
第 2 1 2 2 号

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
2 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....	1
<b>告 示</b>	
1 道路の区域の変更について.....	2
2 道路の供用の開始について.....	2
7 自動車臨時運行許可番号標の失効について.....	2
8 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の廃止の届出について.....	2
9 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出について.....	3
10 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の更新について.....	3
11 生活保護法による指定医療機関の指定等について.....	4
12 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について.....	4
13 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定について.....	4
14 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について.....	5
15 自動車駐車場の駐車料金の徴収事務の委託について.....	5
<b>公 告</b>	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	5
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	6
農用地利用集積計画公告.....	6
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	6

## 規 則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成25年 1 月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第 2 号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第10条第61号を削り、同条第60号中「。以下この条において「省令」という。」を削り、同号を同条第61号とし、同条中第59号を削り、第58号を第60号とし、第39号から第57号までを2号ずつ繰り下げ、第38号の次に次の2号を加える。

(39) 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この条において「改正法」という。）附則第8条の規定により従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の法（以下この条において「旧法」という。）第38条において準用する旧法第10条の規定による休廃止等の届出の受理に関すること。

(40) 改正法附則第8条の規定により従前の例によることとされる旧法第72条第4項の規定による構造設備の改善の命令及び施設の使用の禁止に関すること。

第10条第62号を削る。

第11条第9号中「まで」の次に「（第3項については、法第22条第4項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第15号中「第13条第1号口」の次に「及びチ」を加える。

**第 2 条** 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第10条第25号中「第3項」を「第4項」に改め、同条中第61号を第62号とし、第31号から第60号までを1号ずつ繰り下げ、第30号の次に次の1号を加える。

(31) 法第72条の3の規定による報告等の命令に関すること。

### 附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。

## 告 示

## 大津市告示第 1 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成25年 1 月 4 日から同月18日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。  
平成25年 1 月 4 日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	変 更 の 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道幹1046号線	大津市国分一丁目字西出586番 2 地先から 大津市国分一丁目字西出587番 3 地先まで	変更前	最小10.9～最大20.0	9.0
		変更後	最小10.9～最大16.6	7.2
市道幹1052号線	大津市国分一丁目字西出514番 6 地先から 大津市国分一丁目字西出588番 2 地先まで	変更前	最小10.3～最大12.2	190.5
		変更後	最小10.5～最大13.4	190.5

(平成25年 1 月 4 日揭示済)

## 大津市告示第 2 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成25年 1 月 4 日から同月18日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。  
平成25年 1 月 4 日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道幹1052号線	大津市国分一丁目字西出550番 2 地先から 大津市国分一丁目字西出586番 2 地先まで	平成25年 1 月 4 日

(平成25年 1 月 4 日揭示済)

## 大津市告示第 7 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効した。  
平成25年 1 月15日

大津市長 越 直 美

自動車臨時運行 許可番号標番号	許可年月日	許可を受けた者の住所及び氏名	失効年月日
滋賀12 - 81 (大津)	平成23年10月 5 日	大津市本堅田四丁目29番24 - 106号 小林 大悟	平成25年 1 月 7 日
滋賀12 - 82 (大津)	平成23年12月28日	大津市真野普門一丁目12番 1 号 廣瀬 富夫	平成25年 1 月 7 日
滋賀10 - 95 (大津)	平成24年 3 月30日	大津市見世一丁目 6 番25 - 106号 伊勢 裕介	平成25年 1 月 7 日
滋賀12 - 47 (大津)	平成24年 8 月23日	大津市伊香立下龍華町584番地の61 澤井 敏克	平成25年 1 月 7 日

## 大津市告示第 8 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。  
平成25年 1 月15日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	廃止年月日
イズミヤ薬局	大津市今堅田三丁目11番1号 イズミヤ堅田店1階	育成医療及び更生医療	薬局	平成22年4月1日

大津市告示第9号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから所在地の変更の届出があった。

平成25年1月15日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地		自立支援医療の種類	医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後			
かたた薬局	大津市今堅田二丁目25番19号	大津市今堅田二丁目26番18号	育成医療及び更生医療	薬局	平成24年11月24日

大津市告示第10号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年1月15日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	更新年月日
医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院	大津市真野五丁目1番29号	育成医療及び更生医療	腎臓	平成25年1月1日
大津赤十字訪問看護ステーション	大津市長等一丁目1番35号	育成医療及び更生医療	訪問看護	平成25年1月1日
たんぼば薬局大津店	大津市富士見台14番21号	育成医療及び更生医療	薬局	平成25年1月1日
社会保険滋賀病院	大津市富士見台16番1号	育成医療及び更生医療	眼科	平成25年1月1日
社会保険滋賀病院	大津市富士見台16番1号	育成医療及び更生医療	整形外科	平成25年1月1日
社会保険滋賀病院	大津市富士見台16番1号	育成医療及び更生医療	腎臓	平成25年1月1日
おおいし調剤薬局	大津市大石中一丁目69番3号	育成医療及び更生医療	薬局	平成25年1月1日
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	育成医療及び更生医療	眼科	平成25年1月1日
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	育成医療及び更生医療	耳鼻咽喉科	平成25年1月1日
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	育成医療及び更生医療	口腔	平成25年1月1日
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	育成医療及び更生医療	整形外科	平成25年1月1日
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	育成医療及び更生医療	中枢神経	平成25年1月1日
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	育成医療及び更生医療	脳神経外科	平成25年1月1日

滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	育成医療及び更生医療	心臓脈管外科	平成25年 1月1日
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	育成医療及び更生医療	腎臓	平成25年 1月1日
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	育成医療及び更生医療	腎移植	平成25年 1月1日
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	育成医療及び更生医療	小腸	平成25年 1月1日
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	育成医療及び更生医療	免疫	平成25年 1月1日

### 大津市告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年 1月15日

大津市長 越 直 美

#### 1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	申 請 者	指定の種別	指 定 年 月 日
瀬田三愛小児科	大津市大萱一丁目15番19号 松田ビル	吉林 宗夫	医科	平成24年11月1日

#### 2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	届 出 者	指定の種別	廃 止 年 月 日
瀬田三愛小児科	大津市大萱一丁目15番19号 松田ビル	福井 淳博	医科	平成24年10月31日

### 大津市告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成25年 1月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日	介 護 保 険 事業所番号
浜大津デイサービスセンター	大津市浜大津三丁目2番4号	株式会社トミー 代表取締役 林田一三	大津市石山寺三丁目29番9号	通所介護	平成25年 1月1日	2570103503
フィルマ膳所リハビリデイサービス	大津市本宮二丁目10番15号	株式会社 Firma Habicht 代表取締役 大高健太郎	大津市粟津町5番1号エル石山1	通所介護	平成25年 1月1日	2570103511

### 大津市告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成25年 1月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日	介 護 保 険 事業所番号
--------	---------	----------------	------------	---------	-----------	---------------

浜大津デイサービスセンター	大津市浜大津三丁目 2 番 4 号	株式会社トミー 代表取締役 林田 一三	大津市石山寺三丁目 29 番 9 号	介護予防通所介護	平成 25 年 1 月 1 日	2570103503
フィルム膳所リハビリデイサービス	大津市本宮二丁目 10 番 15 号	株式会社 Firma Habicht 代表取締役 大高 健太郎	大津市粟津町 5 番 1 号エル石山 1	介護予防通所介護	平成 25 年 1 月 1 日	2570103511

大津市告示第 14 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成 25 年 1 月 15 日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
近江舞子しょうぶ苑 訪問入浴サービス	大津市南小松 90 番地	社会福祉法人志賀福祉会 理事長 村田 憲治	大津市南小松 90 番地	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	2570101721	平成 24 年 12 月 31 日

大津市告示第 15 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、大津市自動車駐車場条例（平成 9 年条例第 42 号）及び道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成 8 年条例第 25 号）に基づく自動車駐車場の駐車料金（以下「駐車料金」という。）の徴収事務を、平成 24 年 12 月 27 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 25 年 1 月 15 日

大津市長 越 直 美

委託する駐車料金の種類	委託の相手方
回数駐車券、プリペイドカード及び 1 日駐車券に係る駐車料金	大津市島の関 12 番 11 号 有限会社ピー・エム・アルファ

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成 24 年 12 月 26 日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
東京都千代田区二番町 8 番地 8 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 代表取締役 井阪 隆一	大津市南志賀四丁目字樋ノ口 210 番 1、211 番 1 及び同番 3	1,573.17m <sup>2</sup>	平成 24 年 12 月 25 日	第 1090 号

（平成 24 年 12 月 26 日 掲 示 済）

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年12月27日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市石山千町270番地の3 社会福祉法人しが夢翔会 理事長 久保 厚子	大津市和邇北浜字村ノ内66番 3の一部、67番の一部、68番 の一部、69番1の一部及び同 番2の一部並びに同町字平浜 70番1の一部並びに上記地先 大津市法定外道路	2,369.76㎡	平成24年 12月21日	第1089号

（平成24年12月27日揭示済）

**農用地利用集積計画公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

平成24年12月28日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

（平成24年12月28日揭示済）

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成25年1月4日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市尾花川13番50号 三上 長次	開発区域 大津市鏡が浜字中杭川18番 1及び19番1 開発行為に関する工事の区域 上記地先大津市法定外道路 及び普通河川等	開発区域 2,383.65㎡ 開発行為に関する 工事の区域 116.20㎡	平成24年 12月27日	第1091号
草津市草津三丁目14番45号 有限会社三王都市開発 代表取締役 藤田 修治	開発区域 大津市際川三丁目253番1、 同番2、254番1、同番2、 同番3及び同番4 開発行為に関する工事の区域 大津市際川三丁目253番5の 一部	開発区域 2,416.80㎡ 開発行為に関する 工事の区域 15.90㎡	平成24年 12月28日	第1092号

（平成25年1月4日揭示済）